

保育施設等への入所に必要な書類

□ 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書（児童1人につき、1枚必要）

□ 保育を必要とする理由を証明するもの【幼稚園等希望の場合は不要】（原則、父母どちらも必要）

○勤務証明等

- ・会社等勤務者（パート等含む）：勤務先の証明（「勤めている人」の欄に記入が必要）【標準 or 短時間】
- ・会社等勤務予定者：勤務先の証明（「これから勤める人」の欄に記入が必要）【標準 or 短時間】
- ・自営業：民生・児童委員の証明もしくは税の申告書の写し等【標準 or 短時間】
- ・内職等：委託者もしくは発注者の証明【標準 or 短時間】
- ・病気等：本人の申告及び診断書もしくは各種手帳等【標準時間】
- ・介護等： // 及び看護される者の各種手帳、診断書もしくは認定証等【標準時間】
- ・産前・産後： // 及び母子健康手帳等【標準時間】
- ・就学： // 及び学生証もしくは在学証明書【標準時間】
- ・求職： // 及び求職の申立書【短時間】

※ 「求職活動」という要件は、年度内に1回のみしか利用できません。

※ 年度途中に入所希望の場合は、入所希望月の3か月前の日付けのものから有効となります。

例：8月入所希望の場合は、勤務証明書等の添付書類は5月以降の日付けのものが必要

例外：4月入所希望の場合は、勤務証明書等の添付書類は11月以降の日付けのものが必要

※ 保育施設等入所後に、退職や転職等で状況が変わった場合は、速やかに役場に届け出てください。

□ 保育料決定のために必要なもの

○令和4年度分所得課税証明書（令和4年1月1日に遠賀町に住民票のない方は必要）

令和4年1月1日の住所地より取得し、入所申込書と同時に提出してください。

○令和5年度分所得課税証明書（令和5年1月1日に遠賀町に住民票のない方は必要）

令和5年度の9月以降も遠賀町の保育施設等の利用を希望する場合は、令和5年1月1日の住所地より取得し、6月末までに提出してください。

※ 令和5年度分所得課税証明書は、例年6月頃に各市区町村にて発行されます。

※ 発行可能時期や取得方法につきましては、前住所地の市区町村にお問い合わせください。

○在園（在所）証明書（保育施設以外の施設（幼稚園、認定こども園等）を利用している兄弟がいる場合は必要）

□ 口座振替依頼書（新規で入所申込する方は必要）

※ 保育料の引き落しを希望する金融機関に提出してください（複写式のため、2・3枚目にも押印必要）。

※ 兄弟姉妹が既に入所しており、同じ口座からの引き落しを希望する場合は、提出の必要はありません。

※※※ 定員基準等により、希望の保育施設等に入園できない場合がありますので、ご了承ください ※※※
※※※ 必要書類が不足しているまたは書類に不備がある場合は、入所審査をすることができません ※※※

令和5年4月入所【一次審査】のための申込書提出期間

令和4年12月1日（木）～
12月28日（水）17:15まで

※ 年度途中に入所希望の場合は、入所希望月の前月の10日までです。

【提出・問い合わせ先】
遠賀町役場 健康こども課 子育て支援係
TEL093-293-1254（内線287・296）

